

横浜市外の給付対象施設・事業所代表者各位

横浜市こども青少年局保育・教育給付課長

【横浜市児童分】運営継続支援臨時加算(公定価格)について

日頃より、本市の教育・保育行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。昨今の物価高騰などによる厳しい環境の中でも、質の確保された食事の安定的な提供をはじめ、安定的な教育・保育を継続して提供できるよう、公定価格において「運営継続支援臨時加算」(以下、「臨時加算」という)が創設されました。横浜市外施設における横浜市児童分の取扱いについてお知らせします。

1 対象施設

公定価格の対象となる全ての施設・事業所であって、令和 8 年 1 月初日に横浜市児童が在籍する横浜市外施設(幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業所)

2 単価および支給額

臨時加算の支払いにつきましては、例月の支払いとは異なる方法により実施します。

臨時加算については、定められた額(以下の単価)を令和 8 年 1 月初日の利用子ども数で除して得た額(10 円未満切り捨て)を、本来は令和 8 年 1 月初日に利用する子どもの単価に加算するものですが、令和 8 年 1 月分の支払いが済んでいる事業所があることから、臨時加算のみを別途お支払いします。

【単価】(1 施設・事業所あたり)

施設種別	単価
幼稚園、保育所、認定こども園 (認定こども園は教育利用：5 万円、保育利用：5 万円)	100,000 円
小規模保育事業所、事業所内保育事業所	50,000 円
家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所	25,000 円

【例】 令和 8 年 1 月初日の利用児童数(全体)が 60 人、横浜市児童が 5 人の幼稚園の場合

- ① 児童一人あたりの単価
 $100,000 \text{円} \div 60 \text{人} = 1,666 \text{円}$ ▶ 10 円未満切捨てのため 1,660 円
- ② 横浜市児童分の支給額
 $1,660 \text{円} \times 5 \text{人} = \underline{\underline{8,300 \text{円}}}$ (本市からお支払いする合計金額)

※本加算は、令和 7 年度に限り一度のみ支給する臨時的な加算です。

3 請求の方法について

横浜市電子申請システムを使用し請求をします。

【手順】

①下記 URL の横浜市電子申請システムへアクセスします。



<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/1f81897e-2c1c-4faa-89f3-941aa6bbd729/start>

または

横浜市 市外の施設

検索

「市外の施設様向け」 → 「【横浜市児童分】運営継続支援臨時加算（公定価格）について」

https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/sigai_rinji.html

上記の横浜市電子申請システムへは本市ホームページからもアクセス可能です。

②横浜市電子申請システムに必要事項を記入し、申請してください。

※令和8年1月分の請求明細書が未提出の場合、先に請求明細書の提出をお願いします。

※委任（押印）が必要な場合、本市ホームページに掲載する専用の請求書ファイル（Excel）を保育・教育給付課まで郵送してください。

③申請した児童数と提出済の請求明細書の児童数と相違がないか、本市で確認します。

（提出済の請求明細書に修正がある場合は、過誤再請求が先に必要となります。）

④審査完了後、令和8年3月下旬頃から順次お支払いを開始します。

4 お問い合わせ先

ご不明な点につきましては、下記にお問い合わせください。

【担当】

〒231-0015 横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル9階
横浜市子ども青少年局保育・教育給付課 市外施設給付担当
電話：045-671-0206

Mail：kd-sgkyufu@city.yokohama.lg.jp